

## 動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけではなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺の生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざまな問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体が緊急的に一時保護することも必要である。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理条例法」という。）では、適正に飼養管理していない飼い主に対して、周辺の生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はない。

については、動物愛護管理条例法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺の生活環境の悪化を防ぐため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態や周辺の生活環境が損なわれている事態が生じているなど、自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

令和3年 月 日

環境大臣 小泉 進次郎 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
東京都知事	小池百合子
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎